

91-J-8

わが国の所得税負担構造  
—業態間・階層間捕捉率格差—

奥野正寛  
(東京大学経済学部)  
小西秀樹  
(成蹊大学経済学部)  
竹内惠行  
(福島大学経済学部)  
照山博司  
(東京大学社会科学研究所)  
吉川 洋  
(東京大学経済学部)

1991年8月

わが国の所得税負担構造\*  
—業態間・階層間捕捉率格差—

奥野正寛

(東京大学経済学部)

小西秀樹

(成蹊大学経済学部)

竹内恵行

(福島大学経済学部)

照山博司

(東京大学社会科学研究所)

吉川 洋

(東京大学経済学部)

1991年8月

---

\*本稿の作成の過程で宮島洋教授(東京大学経済学部)から有益なコメントを頂いたことを感謝する。

## 1. はじめに

わが国の現行の租税体系の多くは、不公平な税制であるとしばしば批判されてきた。たとえば所得税は給与所得、自営業所得、農業所得の捕捉率が、9:6:4（クロヨン）あるいは10:5:3（トーゴーサン）の割合であり、農業所得者や自営業所得者に有利な税制であると批判されている。

国税における所得捕捉率の格差が業態間、所得階層間で存在するとすれば、それは地方住民税の負担格差にも跳ね返ってくる。地方住民税の課税ベースが概ね前年の国税における申告所得によって定まっているからである。

所得捕捉率の業態間格差が財政の所得再分配機能にもたらす影響は単に個人所得税の負担率が不公平になるという点にとどまらない。たとえば医療保険はその好例である。農業者や自営業者が加入している国民健康保険では捕捉された所得が基準となって保険料が決められている。他方、勤労者の多くが加入している健康保険、共済組合保険の保険料は給与額に応じて賦課されるため、農業者、自営業者の所得捕捉率の低さはそのまま医療保険における過小負担と直結していることになる。そのほか、社会保障から補助金、果ては子弟が大学で享受する奨学金にいたるまで、捕捉された所得が低ければ得ることのできる便益は幅広い。

このような観点から、わが国の財政負担が所得階層間・業態間・法人対個人間といったさまざまなグループの間でどのように負担され、財政の便益がどのように分配されているかについて定量的な分析をおこなっている研究は少ない。たとえば米国では、Pechman and Okner[1974]、Pechman[1987]等の一連の研究が、連邦・州・地方税の階層間負担を過去25年にわたって分析している。また、Musgrave, Case and Leonard[1974]をはじめとする研究では、財政支出のもたらす便益の所得階層間分配にかんする実証分析を通じて、財政の負担と便益が各グループの間でどのように分配されているかが明かにされている。

本稿では、このような実証的研究の第一段階として課税所得の捕捉が業態間・所得階層間でどのように相違しているか、その格差が医療保険の受給格差にどのように波及しているかを、昭和60年を例にとり分析する。過去におけるこのような推計としては、マクロ的な捕捉率の計測を行った貝塚[1973]、石[1981]、および林宏明[1987]、業態間・所得階層別の税負担率格差を実証した本間ほか[1984]、および林宜嗣[1987]がある。貝塚[1973]は、経済学的所得と税法上の所得の間の概念上の差異に着目した上で、国民所得統計からわが国の所得税課税ベースの推計を試みている。石[1981]は、マクロ統計と税務統計を比較し、農業所得・事業所得のそれぞれが、税務当局によってどの程度捕捉されているかを推計した。林宏明[1987]は「個人企業経済調査」、「農家生計費統計」などのミクロデータをもとに課税ベースとなるべき所得を求め、税務統計と比較することで所得種類別捕捉率を推計している。また、本間ほか[1984]は、「所得再分配調査」の雇用者世帯の所得額と税負担から税関数を求め、これを自営業者世帯と農業者世帯の申告所得にあてはめることで、本来支払わなければならない税額と実際に支払った税額の比率を求めた。林宜嗣[1987]は「国民生活実態調査報告」を基礎に世帯単位でみた業態間・所得階層間の税負担率格差を計測した。われわれの実証分析は、

これらの研究成果を踏まえた上で、個人所得税制にかかる財政の再分配構造を包括的に捉える試みである。

本稿では、奥野ほか[1990]において厚生省の「国民生活基礎調査（昭和61年）」に公表されたデータを用いておこなわれた業態間・所得階層間の所得捕捉率の推計が、同調査の個票データを利用することにより、さらに精密に分析される。本稿の目的は以下のようである。

第一に、課税所得捕捉率の業態別、所得階層別格差の実態を数量的に把握することを試みる。実際に捕捉された所得のデータは国税庁が毎年公表している統計が利用可能である。一方、個人の眞の所得をよりよく反映しているであろうと思われる所得データをわれわれは厚生省「国民生活基礎調査」の個票データに求めた。

第二の目的は、前述の方法で計測された所得捕捉率格差を前提としたとき、国税および地方税（道府県民税と市町村民税）を含めた個人所得税の実効税率が業態別、所得階層別にどのような格差を生み出しているか、いいかえれば、個人所得税に限定したとき現行の所得捕捉率格差によって税の水平的公平がどの程度侵食されているのかを明らかにすることである。

これらを踏まえて第三の目的として、納税者が正しい申告を行った場合と比べて現行個人所得税制は国と地方を含めてどのくらいの徴税漏れを発生させているのかについて推計する。この推計は、第一に、捕捉率格差をなくすためにはある程度の徴税コストがかかるとしてもそれを実行することがどのくらい財政収入の増加が見込めるのか、第二に現行の捕捉率格差は勤労者、自営業者、農業者の間でインプリシットにどの程度の所得再分配を行っていることになるのかを明確にするという二つの意味を持っている。

第四に、本稿は所得捕捉率の業態間格差が税負担格差以外の公的便益の受給格差に波及する例として、医療保険の実質的な保険料負担率を業態別所得階層別に推計する。

以下では、われわれの推計の基礎となる国税庁「税務統計」の所得データが第2節で、厚生省「生活基礎調査」の所得データが第3節で概観される。第4節ではこれらのデータに基づく所得捕捉率の推計方法が説明される。第5節において所得種類別、業態間・所得階層間の所得捕捉率格差が、第6節において徴税漏れ金額が推計される。さらに、第7節では捕捉率格差が生み出す医療保険の保険料率格差が推計される。第8節が全体のまとめである。

## 2. 国税庁「税務統計」の概要

税務上課税所得として捕捉された所得は農業者、自営業者の場合は申告所得、雇用者の場合は主として給与所得である。これらの税務段階で捕捉された個人の所得については、国税庁の統計により知ることができる。申告所得については「税務統計からみた申告所得の実態（昭和60年分）」、給与所得については「税務統計からみた民間給与の実態（昭和60年分）」の統計が利用可能である（以下では、これらを総称して「税務統計」と呼ぶ）。税務統計の調査対象は、申告所

得者については、昭和61年3月31日現在において申告所得税額ある者すべて、給与所得者については昭和60年12月31日現在の給与所得者（所得税納税の有無を問わない）である。（注1）調査の方法は、上記調査対象に対する標本調査であり、標本数は申告所得者が5万862人、給与所得者が22万1080人となっている。

税務統計より得られる各所得者種類別、所得階層別の捕捉された所得額および納税額のデータは以下の所得捕捉率および税負担率の推定の基本となるものなので、まず簡単に税務統計のデータの概要についてみることにする。

## 2.1 所得者の分類および所得データ

「申告所得税の実態」では、申告所得の内訳に基づいて申告者を、農業所得者、営業所得者、その他事業所得者、その他所得者の四つの所得者種類に区分している。その定義は以下のようである。まず、事業所得が他の所得の金額の合計より大きい者が「事業所得者」とされ、事業所得者以外は「その他所得者」として区分される。事業所得者のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者が「農業所得者」、営業から生ずる所得が最も大きい者が「営業所得者」である。農業所得者、営業所得者以外の事業所得者が「その他事業所得者」とされる（その他事業所得者とは具体的には、弁護士、医師、芸能人などの自由職業者をいう）。営業所得者とその他事業所得者が「自営業者」の概念に対応する。

また、源泉徴収課税を適用される給与所得者にかんする税務上の統計データは、「民間給与の実態」における一年を通じて勤務した給与所得者のデータを用いる。税法上給与所得として扱われる所得には俸給・給与・賞与といった勤労所得の他にも青色事業専従者給与やみなし法人制度の事業主報酬、さらに昭和60年時点では公的年金や適格退職年金といった年金所得が含まれる（現在は年金所得は雑所得扱いである）。

これらのデータにより、所得者を農業所得者、自営業所得者、給与所得者の三種類に分類することが可能となる。申告をおこなった自営業所得者総数は294万6745人（うち営業所得者228万1055人、その他事業所得者66万5690人）、農業所得者総数は31万4990人、給与所得者総数は3693万7665人である。

税務統計では、所得者種類別に申告所得者を50万円未満から5000万円超まで14の所得階層に区分し、各ブリケットごとの所得種類別所得者総数、所得総額、その内訳および申告納税総額が報告されている。われわれは、これらのデータから農業所得者と自営業所得者の所得階層別一人当たり平均所得とその内訳、および申告納税額を知ることができる。また、給与所得者については、100万円以下から2000万円超までの12の所得階層別に給与所得者総数、給与総額および納税総額が報告されており、これより一人当たり平均給与額と源泉徴収税額を知ることができる。ただし、「申告所得税の実態」に報告されている事業所得者の所得金額は、収入金額から必要経費および給与所得控除額を除いた後の金額を指しているのに対して、「民間給与の実態」における給与金額とは、非課税分の給与を含まない給料・手当および賞与の合計額であり、給与所得控除前の収入金額を指す。

## 2.2 業態別・所得階層別の実効税率

次に税務統計から明かとなる国税の実効税率を農業所得者、自営業所得者、給与所得者についてみておくことにする。実効税率とは、支払税額を申告所得金額（給与所得者の場合は給与及び賞与の合計金額から給与所得控除を差し引いた金額）で割った値である。

図1はそれぞれの所得者についての所得階層別実効税率を示している。この図で特徴的なことは、各所得者の実効税率について給与所得者と自営業所得者では大きな差がないものの、農業所得者と他の二者の間では、特に高所得者において実効税率に大きさ差が生まれていることである。これは第一に、農業所得者の場合、高所得者層の申告人員数がきわめて少数でありバイアスが大きいこと、第二に、農業所得者の世帯は他の世帯に比べて扶養家族（特に老人扶養家族）が多いために扶養家族控除の増大が支払税額を引き下げていること、の二つの理由によるものと考えられる。

税務統計に表れた申告所得は過小申告の可能性が強く、この実効税率が真的税負担を表しているとはいがたいが、以下の真の税負担率の推計の結果を解釈する上では、所得控除にかんして特に農業所得者とその他所得者の間で特徴的な差異が存在し、したがって図1にみられる程度の業態別の税負担率格差は過小申告によるものではなく、税法上容認されるべきことをふまえておく必要がある。

## 3. 厚生省「国民生活基礎調査」の所得データの概要

税務統計で報告されている個人の申告所得は、クロヨンやトーゴーサンという言葉に示されるように過小申告の可能性が強いとされている。過小申告の度合は所得種類別、業態別、所得階層別にどのような状況になっているのか、を推計するためには、税務統計の納税者の分類に対応するように区分された業態別の個人にかんする所得階層分布の情報が必要である。本稿の推計では、厚生省の「国民生活基礎調査（昭和60年分）」（以下基礎調査と呼ぶ）の個票の所得にかんするデータをこれらの情報として用いる。

基礎調査は無作為に抽出した全国の世帯および世帯員にかんする調査事項から世帯構成、世帯員の健康状態、所得および貯蓄の状況を総合的に把握しようとしたものである。今回の推計で利用するのはこれらのうちの世帯員の所得にかんする個票データであり、これは昭和60年1月1日から12月31日までの一年間の所得を、約4万世帯の全世帯員について調査した結果に基づいている。

### 3.1 所得種類の分類

基礎調査における個人の所得は9種類に分類されているが、本稿では主要な所得項目である「雇用者所得」、「事業所得」、「農耕・畜産所得」、「財産所得」の合計を各所得者の総所得とみなして分析する。税務統計の申告所得データとの比較を行うという観点から、税務統計における所得種類の定義と比較しつつ雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得の定義をみることにする。農耕・畜産所得は、「世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社

会保険料を除く)を差し引いた金額」であり、事業所得は農耕・畜産以外の事業について同様に定義されている。したがって、これらの所得の定義は税法上の所得概念と基本的には一致しているが、家族従業員の専従者給与およびみなし法人制度の事業主報酬が含まれる点で税法上の事業所得と異なっていると考えられる。一方、雇用者所得は「世帯員が勤め先から支払を受けた給料・賃金・賞与の合計(税金・社会保険料を含む)」となっている。この所得は税法上の給与所得控除前の給与金額とほぼ対応しているが、基礎調査の定義では公的年金・恩給が含まれない点、上述の専従者給与・事業主報酬が含まれない点で異なっている。以下の推計は、これらの二つの統計における概念の相違に留意しつつ進めることにする。

### 3.2 国民所得統計との整合性

次に、基礎調査の所得データが種類別の眞の所得を適切にとらえているといえるかを見るために、ここで国民所得統計によるマクロの所得データとの整合性を検討しておくこととする。両統計の間でもやはり所得概念の相違があるので本来ならばさまざまな調整が必要であるが、データの制約上、ここでは両統計で対応する所得金額を単純に比較することにしたい。

国民経済計算の国民所得および国民可処分所得の分配による所得項目から上記の基礎調査の所得項目の概念に近いものを選ぶと、基礎調査の雇用者所得に対しては、国民所得統計の雇用者所得から社会保障雇主負担等を除いた賃金・俸給が対応する。基礎調査の農耕・畜産所得については個人企業所得のうちの農林水産業が、事業所得については個人企業所得のうちのその他の産業(非農林・非金融)が概念的に近いものである。財産所得については、家計部門の財産所得がほぼこれに対応すると考えられる。

国民所得統計と基礎調査の所得を比較するためには、基礎調査はサンプル調査であるため、これを全数に直さなければならない。基礎調査の調査世帯数は約4万世帯であり、同時に基礎調査が報告している全国の世帯総数の推計値は昭和60年では約4000万世帯であるので、基礎調査の種類別所得の総計値を1000倍することで全数に調整する。その結果は、給与所得136兆7672億円、農耕・畜産所得4兆2399億円、事業所得16兆6991億円、財産所得3兆8079億円であった。一方、昭和60年の国民所得統計によれば、賃金・俸給149兆7192億円、農林水産業の個人企業所得3兆4242億円、その他産業の個人企業所得17兆2705億円、家計部門の財産所得30兆2476億円である。したがって、国民所得統計に対する基礎調査の各所得の比率は各々91.3%、123.8%、96.7%、12.6%となる。基礎調査では財産所得にかんする限り調査段階の漏れが著しいと思われるが、それ以外については、農業所得に過大推計のバイアスがみられるものの、捕捉率の推計に耐えられないほどの誤差があるとは考えられない。ただし、農業所得が基礎調査で若干過大に推計されいるとするとするならば、本稿で推計される捕捉率は農業所得に関して過小推計になっているかもしれない。

#### 4. 推計方法

以上に述べたデータを用いて所得捕捉率格差の推計をおこなうことが本稿の目的であるが、以下では二つの所得捕捉率格差の概念について分析をする。一つは通常クロヨンやトーゴーサンという言葉が意味する捕捉率格差であり、農業所得、自営業所得、給与所得の所得種類に対する格差である（この捕捉率を「マクロ的捕捉率」と呼ぶことにする）。所得種類により捕捉率が相違すれば、個人がどのような種類の所得を主たる所得としているかにより、個人の所得捕捉率格差は異なる。この格差は、税負担や社会保障給付などを通じて所得の再分配に影響を与えるという意味で重要である。そこで、農業所得者、自営業所得者、給与所得者という業態別にみた場合の個人の所得捕捉率格差について所得階層別に推計することにする（この捕捉率を「納税者別捕捉率」と呼ぶことにする）。

基礎調査のデータは全数に調整されていないので、まずサンプル倍率の1000倍をかけて人員および所得金額を全数に調整する。次に基準調査の所得の税務統計の所得概念との相違を明確にし、できるかぎり税務統計の所得概念に調整する必要がある。まずマクロ的捕捉率の推計に際して以下のようないい相違に留意した。

第一の相違点は、基礎調査の雇用者所得には年金所得が含まれず、また給与所得控除前の金額であることである。そこで基礎調査より個人の所得における「年金・恩給」の金額がわかるため、これを雇用者所得に加え給与収入とし、さらに給与所得表を用いて各個人の給与収入にかんして給与所得控除額を求めることで、基礎調査のデータによる個人の給与所得を算定した。ただし、税務統計は納税額のあった個人にかんする統計である結果、課税最低限以下の事業者が支払う専従者給与の調整は行っていない。

第二の相違点は専従者給与にかんする点である。基礎調査の農耕・畜産所得および事業所得には専従者給与が含まれていると考えられるが、税法上の概念ではこれは給与所得扱いとなる。専従者給与額は「申告所得税の実態」により業態別に知ることができる。そこで、マクロ的捕捉率を推計する場合には、基礎調査の農耕・畜産所得、事業所得の総額より農業と自営業の専従者給与総額を各々差し引き、基礎調査の給与所得に専従者給与総額を加えることで調整をおこなった。

第三の相違は、青色申告を行う事業主がみなしだ人課税制度を選択した場合に自らが稼得する事業主報酬の取扱である。税法上この事業主報酬は給与所得として分類されるため、税務統計に現れた農業所得や自営業所得は農業および自営業から発生して申告された全ての所得からみなしだ人の事業主報酬が抜け落ちた形になっている。しかしながら、事業主報酬の具体的な金額を知ることができないため、以下の推計作業ではこれを調整することができなかった。ただし、総務省が毎年公表している「個人企業経済調査年報」によればみなしだ人課税を選択している事業主は個人企業主全体の約6%に過ぎないので、捕捉率の推計にとってそれほど大きな問題にはならないであろう。

このような調整をおこなった後の所得を税務統計の定義に当てはめた基礎調査の農業所得、自営業所得、給与所得の総額とする。これらの所得総額と税務統計の所得総額との比率により所得種類別のマクロ的捕捉率を求める。

次に業態別の個人の所得捕捉率格差を所得階層別にみる。そのためには、基礎調査の個人をその所得構成により、第2節で述べた税務統計上の所得者種類の定義に従い分類しなければならない。上述のように基礎調査の個人の給与収入を給与所得控除後の所得金額に修正した後、所得の合計の1/2以上を農業所得と自営業所得が占めるものを事業所得者とし、さらにそれらのうちで農業所得が最も大きい者を農業所得者、自営業所得が最も大きいものを自営業所得者とする。

以上により、基礎調査のデータに基づく農業所得者および自営業所得者の真の所得が得られることになる。ただし、源泉徴収課税の対象となった給与所得者の所得捕捉率は今回の分析から省いている。その理由は「民間給与の実態」に報告された源泉徴収者数が実人でないため、推計が困難であることによるが、次節でのわれわれの推計結果が示すように給与所得の捕捉率は、100%に近いと考えられるため、給与所得者の所得捕捉率もほぼ100%であると考えられる。（注4）続いて、求められた真の所得が高額であるものから順に、税務統計の業態別・所得階層別の高所得者階層のプラケットの人数に対応して区分し、真の所得の階層分布を作成する。すなわち、真の所得額が高いほど申告所得額も高いと仮定する。各階層ごとに申告所得を真の所得で割った値が推計される捕捉率である。

このような推計方法で得た農業所得者、自営業所得者の個人の真の所得には、上述のように税務統計では給与所得者となる専従者給与および事業主報酬を受けている所得者が含まれる。しかし、基礎調査の情報のみからはこれらを識別することが困難であるため、推計に際して調整を行っていない。ただし、「申告所得税の実態」によれば給与所得控除前でも専従者給与の一人当たり平均額は、農業所得者について約111万円、自営業所得者について約156万円であり、全般に専従者給与所得はかなり低いと考えられる。以下のわれわれの推計では、税務統計に現れる実際に納税額のあった申告所得者についてのみ捕捉率が推計される。申告納税者の真の所得は、専従者の給与所得よりかなり大きいため、サンプルから専従者給与所得者を除かることによる所得階層別捕捉率のバイアスは小さいと考えられる。

## 5. 所得捕捉率の推計

「基礎調査」の個票データから推計された個人の真の所得分布と税務統計で公表されている申告所得の分布を比較することによって所得捕捉率の実態が明らかになる。ただし、異なる統計の所得データを比較するのであるから両者の間で所得概念を統一しておく必要がある。本稿の推計では税法上の申告所得を共通の所得概念に設定し捕捉率の計測を試みた。（注5）以下では「所得」といった場合は特に断わらない限り税法上の所得概念に基づいたものと理解していただきたい。（注6）

本稿では所得捕捉率について、①マクロ的捕捉率、②納税者別捕捉率（納税者平均補足率、納税者限界捕捉率）、の二つの捕捉率概念を区別する。そこで以下、順を追って各種捕捉率の意味とその推計結果を明らかにしていこう。

### 5.1 マクロ的捕捉率について

マクロ的捕捉率とは、一般にクロヨン、トーゴーサンと称される所得捕捉率の所得種類別格差にかんして用いられる捕捉率概念である。この捕捉率概念の特徴は、第一に、業態別ではなく所得種類別に捕捉率をとらえること、第二に、実際の納税者だけでなく課税最低限以上の真の所得を持つ潜在的な納税者が有する各種所得を含めて計測が行われること、の二点である。この概念にしたがうと、たとえば農業所得の捕捉率は、

(税務統計にあらわされた農業所得の合計金額)

(真の所得が課税最低限以上の個人が有する農業所得の合計金額)

という算式にもとづいて計測される。この捕捉率概念を用いた実証研究としては石[1981]、および林宏明[1987]があり、クロヨンやトーゴーサンに近い捕捉率格差が存在すると結論づけている。

マクロ的捕捉率の計測にかんしては、課税最低限の所得水準の設定に技術的な困難が伴う。課税最低限は基礎控除および配偶者控除、扶養家族控除などの各種所得控除から構成されるから、その金額は個々の世帯の家族構成等の状況によって異なってくる。従来の研究ではsingle incomeで夫婦子二人の世帯をモデルケースとしたうえで、基礎控除+配偶者控除+子二人の扶養家族控除の合計金額を課税最低限の所得水準に設定している。本稿でのマクロ的捕捉率の推計もこれに倣うこととする（昭和60年度の各所得控除はすべて一律33万円、合計132万円）が、極めてアド・ホックな仮定であることは言うまでもない。

われわれの実証分析では、マクロ的捕捉率について表1が示す結果が得られた。表1から明らかなように、各種所得の間に無視しえない捕捉率格差が存在するといえる。またこの結果は、前述した石[1981] や林[1987]の実証結果ともほぼ符合する内容になっている。

### 5.2 納税者別補足率（納税者平均、限界捕捉率）

納税者平均捕捉率は、業態別の捕捉率を実際の納税者に限定して計測するものであり、農業所得者の場合では

(税務統計にあらわされた農業所得者の所得の合計金額)

(実際に申告を行ったと考えられる農業所得者の真の所得の合計金額)

という算式でもとめられる。この捕捉率の計測は、実際に申告を行った自営業所得者、農業所得者についての過小申告の実態を明らかにするものであり、業態別の捕捉率である。前節で述べたように、給与所得者については源泉所得税にかんして税務統計は延べ人数でしか所得階層分布を公表していないので計測できない。

納税者限界捕捉率とは税務統計での最下位所得階層（申告所得が50万円以下）に分類された納税者の所得捕捉率をさす。この捕捉率概念はマクロ的捕捉率と納

税者平均捕捉率のギャップを解釈する上で有用な概念である。

図2は農業所得者、自営業所得者について課税最低限以上の所得者の真の所得分布および実際に納税を行った所得者の申告所得の分布を表している。真の所得のグラフが申告所得のグラフよりも上位所得階層に偏った形状を示している状況は実際に納税を行った所得者についても過小申告の程度が著しい実情を物語っている。

自営業所得者、農業所得者のそれぞれについて真の所得が課税最低限以上の人員に占める実際の納税者の割合を見てみると、自営業所得者では80.9%（364万1000人中294万6745人）、農業所得者では29.9%（105万3000人中314990人）である。したがって課税最低限以上の真の所得を持つ所得者のうち、自営業所得者では約20%、農業所得者では約70%の人が全く所得を捕捉されていないことになる。それぞれの主たる所得が自営業所得、農業所得であることを考えれば、納税者限界捕捉率が低ければ低いほど全く捕捉されていない真の所得の最大値は大きくなるため、マクロ的捕捉率と納税者平均捕捉率のギャップも拡大する。

表2は納税者平均捕捉率および納税者限界捕捉率の推計結果を要約している。納税者平均捕捉率にかんしては、マクロ的捕捉率と比較すると、特に農業所得者について捕捉率が大きく改善している。これは、自営業所得者に比べて農業所得者は課税最低限以上の真の所得を持つにもかかわらずそれを全く捕捉されていない所得者の割合がきわめて大きいこと、さらに限界捕捉率が14.8%と自営業所得者よりも低いことによっている。

また、所得階層別の捕捉率の実態を見たのが図3である。この図で特徴的な事実は、自営業所得者、農業所得者に概ね共通して、所得階層の上昇と共に捕捉率も上昇する傾向が見られるということであり、したがって特に高所得階層では業態間の所得捕捉率格差はかなりの程度縮小しているということができよう。（注7）

## 6. 租税負担率と徴税漏れ金額

所得捕捉率の格差は税負担の格差に直結する。基礎調査の個票データから推計した真の所得にかんする階層別分布が事実を正しく反映しているものと仮定した上で、真の租税負担率が業態間でどの程度相違しているかを観察しよう。

国税の負担率は「申告所得税の実態」で明らかにされているから、前節で推計した真の申告所得をもとに真の税負担率を自営業所得者と農業所得者について計測することは容易である。彼らの税負担率と比較する目的でここでは給与所得者（厳密に言えば、一年の通じて勤務した給与所得者）の租税負担率を「民間給与の実態」から算出する。

しかし、税負担率の業態間格差を国税の負担率だけで考察するのは不十分である。なぜなら、毎年の国税納税額の算定に用いられる申告所得は翌年度に支払うべき地方住民税の課税ベースにリンクしているからである。ただ、残念なことに国税では所得階層別・業態別に納税額が明らかになっているものの、地方税にはこれに対応するようなデータがない。したがって給与所得者、自営業所得者、

農業所得者が支払ったであろう地方住民税額を所得階層別に推計する必要がある。

この節のもう一つの主題は、農業所得者や自営業所得者の捕捉率が100%を下回っているという事実が税務当局にとってどの程度の徴税漏れをもたらしているか計測することである。この計測は少なくとも次の二つの意味を持っている。一つには徴税コストは確かに負担しなければならないけれどもそれによって捕捉率を改善することができるとすればその便益はどのくらいの収増であるのか、逆にいえば（効率性の観点からいって）高い徴税コストを負担してでも捕捉率の改善を実施する積極的な意味があるのかを明らかにすることである。二番目に、かりにわが国財政の支出サイドの便益は国民の間で均一に享受されているとしたならば捕捉率格差が暗黙のうちに現れている業態間での所得再分配効果はどのくらいの金額に達しているのかを概算として検証することである。

### 6.1 地方住民税の計測について

地方税は道府県税関係と市町村税関係に分けられる。そのうち個人が直接支払う税項目は道府県民税と市町村民税である。個人負担としてさらに重要な項目には固定資産税がある。ただ、これには課税標準の評価にかんする問題や税理論上の転嫁の問題があり簡単に結論を下せないため、今回の個人負担率の推計には加えていない。

道府県民税および市町村民税は、ともに均等割と所得割の二つからなる。所得割の課税標準は前年の所得に基づいて算定した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額であり、この課税標準に累進税率を適用して住民税額が算定される。道府県民税の税率は2%（150万円以下の所得金額）、4%（150万円を超える所得金額）の2段階の累進構造、市町村民税は2.5%（20万円以下の所得金額）から14%（4900万円を超える所得金額）までの13段階累進構造になっている。

所得割の算定における収入金額の計算は国税と原則的には同じである。したがって、国税における所得捕捉率格差の存在はそのまま地方税負担の格差にはねかえってくる。ただし、各種の控除項目にかんしては国税と地方税でいくつかの相違点がある。給与所得控除の算定方式、基礎控除額の相違などが挙げられる。また地方税の税額控除は配当控除と外国税額控除だけに限られている。しかしながら、データの制約上、今回の推計では地方住民税の課税所得は国税のそれと等しいと仮定し、税額控除は無視することによって、各業態の個人の地方住民税所得割納税額を各所得プラケットごとに求めた。

均等割は、前年度に所得のなかったものや生活扶助を受けているものなどを除いた地域住民に一定額課せられる税である。所得の高低に依存しないという性格上、その税率は低く、昭和60年度では道府県民税の均等割は700円、市町村民税のそれは、人口50万人以上の市で2500円、人口5万人以上50万人未満の市で2000円、その他の市町村では1500円となっている。今回の推計では市町村民税均等割を全ての個人に対して一律に2000円とした。（注8）

業態間の税負担率格差を浮き彫りにするためには源泉所得税の対象となる給与所得者の租税負担率を計測して比較するのが有効であろう。しかし彼らについ

ては所得控除にかんするデータが利用可能ではないために地方税所得割の算出ができない。今回の推計では地方税について自営業所得者の実効税率がそのまま給与所得者にも当てはまるものとして税負担率を算定している。（注9）

## 6.2 租税負担率の業態間格差

業態間の所得捕捉率の格差が租税負担率の格差にどのように反映しているかを検証しよう。

まず実際に納税を行った所得者に限定した上で給与所得者、自営業所得者、農業所得者の平均税負担率を見るところにする。国税の平均税負担率は、農業所得者約2.0%、自営業所得者約8.4%、これに対して給与所得者の租税負担率は約8.6%である。また、前述の方法で推計した地方税を含めて計測すると、税負担率はそれぞれ約3.5%、約12.8%、約14.5%となる。ただし税率の累進性と業態間の所得分布状況に相違があるため平均の税負担率を単純に比較しても余り意味のある結論は得られない。同一の所得階層について業態間で税負担率を比較してはじめて所得捕捉率格差がいかに課税の水平的公平を侵食しているか理解できる。図4は、実際に納税を行った所得者に限定して、農業所得者、自営業所得者、給与所得者の、地方税も含めた租税負担率を所得階層別に表したものである。（注10）

例えば申告所得が300万円超400万円以下の給与所得者、農業所得者、自営業所得者について税負担率を見てみよう。真の国税負担率は、給与所得者で6.7%、自営業所得者では4.0%、農業所得者では2.6%と推計されている。第2節でみた国税の実効税率は同じプラケットについて、給与所得者6.7%、自営業所得者7.2%、農業所得者5.5%であったから、捕捉率格差が課税の水平的公平をいかに侵食しているかを見てとることができよう。また、地方税も含めた真の負担率をこの所得階層について求めると、給与所得者12.7%、自営業所得者7.3%、農業所得者4.9%となっている。同額の申告所得を持つ給与所得者と農業所得者で農業所得者の税負担率は給与所得者のそれの半分以下、自営業所得者の負担率は、3分の2程度である。さらに、300万円超400万円以下の所得階層に属する給与所得者とほぼ同じ税負担率の所得者の有する真の所得は自営業所得者で1200万円程度、農業所得者では3000万円に達する水準である。家族形態などの相違があるため単純に税負担率を比較するわけにはいかないが、捕捉率格差は水平的および垂直的公平の見地からきわめて深刻な問題であるといわざるを得ない。

## 6.4 徴税漏れ金額の現状

次に農業所得者および自営業所得者が彼らの稼得所得を正確に申告した場合と比べて、現行の申告納税制度はどの程度の徴税漏れ金額を発生させているかを計測しよう。推計の方法は次の通りである。

まず、課税最低限以上の真の所得を有する各所得者についてその真の所得に基づく所得階層別分布を税務統計の所得プラケットに合わせて構成する。続いて、各プラケットでの実際の申告所得で税負担額（地方税は推計値）を割って各プラケットごとの国税および地方税を合わせた平均実効税率を求める。この実効税率

が分布の変化に対して安定的であるものと仮定すれば、捕捉率が100%のときの納税額は先に構成したプラケットごとの眞の所得とそのプラケットの平均実効税率を掛けることで算出できる。

推計結果は表3にまとめられている。表3から明らかなように農業所得者では国税と地方税を合わせて約3448.1億円、自営業所得者では22422.8億円の徴税もれが発生していることが分かる。国税にだけ限定しても両者の合計金額16429.8億円は昭和60年度一般会計予算（補整後）における個人所得税収総額の約10.7%に相当する金額である。また、前節でみたように、所得の捕捉という側面では確かに農業所得者の方が自営業所得者よりも有利になっているものの、所得稼得者に占める農業所得者の割合は小さいため、捕捉率格差によって発生する暗黙の所得再分配効果にマクロ的な視点から注目すれば、自営業所得者の徴税もれ金額は農業所得者のほぼ7倍程度の規模に達している。

## 7. 医療保険の業態別負担格差

前節までにわれわれは所得捕捉率の業態間格差ならびにそれに伴う税負担格差について議論し、業態間でかなりの格差があるという推計結果を得た。しかしながら、所得捕捉率格差は税負担の問題だけに留まらず、より広い問題を含んでいる。福祉サービスなどの公的便益の受給をとっても、税務当局に捕捉された所得が算定基準となる。本節ではその一例として、医療保険の保険料負担における業態間・所得階層間格差の構造を分析することにしよう。

分析の前に、医療保険制度について簡単にまとめておこう。医療保険には、会社員や公務員等の被用者とその扶養家族を対象とする被用者保険と、それ以外の人々を対象とした国民健康保険の二種がある。被用者保険は表4に示したように根拠法および経営主体によって、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合の6グループに細分類される（注11）。これらの諸保険の経営は主として被保険者からの保険料収入と国庫補助から成り立っている。国庫補助は国民健保など被保険者の高齢・低所得割合の大きい経営基盤の弱いところに重点が置かれ、一種の所得再配分機能を果たしている。負担構造のより詳細な分析には国庫補助を考慮に入れなければならないが、老人保険制度、退職者医療制度等との相互関係によって構造が極めて複雑なため、本稿では保険料負担についてのみ焦点をあてるにすることにする。

### 7.1 推計方法

本推計では、基礎調査から得られた総所得に対する医療保険保険料率を求めることを主眼とする。所得推計の時と同様に、分析は税務調査の所得階層に基づいて行う。保険制度別の推計方法は以下のとおりである。

被用者保険である健保、船員、共済の各保険（短期部門）の保険料の算定は次のようにして行われる。まずボーナスを除く税込み年間給与をおおよそ12等分して報酬月額を求める。ついで39の報酬月額階層からなる標準報酬月額表か

ら、計算された報酬月額に対応する標準報酬月額を求め、それに保険料率（被保険者負担分、使用者負担分）をかけて求めることができる（注12）。

基礎調査の所得データは、税込み給与（勤め先からの収入）となっているものの、複数の給与源泉があるか否かまでは判らない。そこで推計上の仮定として、勤め先からの収入は1ヶ所からのみであると考える。さらに「賃金事情調査」（中央労働委員会）によるボーナス年額の月収換算データ（5.4カ月）を用いて、報酬月額を推計した。保険料は、計算の簡単化のため、標準報酬月額表を用いずに、報酬（=報酬月額×12）に保険料率を掛けて算出する。ただし、この方法では標準報酬月額表のオープンエンドとなっている1級と39級に属する所得者の保険料の算出に大きな誤差を生じさせることになる。そこで1級と39級に属する所得者についてのみ標準報酬月額表を用いて保険料を計算する。すなわち、報酬が年間84万円以下の場合は標準報酬が81.6万円、年間834万円以上の場合は標準報酬が852万円になる。また、保険料率は保険制度毎に異なるが、推計上は政府管掌健康保険の保険料率（被保険者、使用者ともに4.2%）を用いる。なお本推計では、使用者負担分保険料は被用者に転嫁されているものと見なし、保険料率としては被保険者分と使用者分を合算した8.4%を採用する。

次に国民健康保険（以下国民健保と略）について説明する。国民健保の保険料（注13）は基本的に世帯単位で賦課される。賦課の概要を述べると、まず各経営主体における給付費用総額の見込額を計算し、それを以下の4つの部分に40:10:35:15の割合で按分する（標準割合）。

- a. 所得割 前年の所得総額（地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額+山林所得金額）について賦課する部分。ただし、所得総額の代わりに基準控除分（昭和60,61年は26万円）を除いた「旧ただし書き方式による課税標準額」を用いることが多い。
  - b. 財産割 固定資産税額について賦課する部分
  - c. 均等割 被保険者1人について賦課する部分（昭和63年平均13,800円）
  - d. 平等割 被保険世帯について賦課する部分（昭和63年平均14,707円）
- 得られた按分額から各基準における保険料率ならびに保険料額を求め、各被保険者の状況に応じて保険料を算定する（注14）が、

1. 賦課限度額を超える場合はその超過部分
2. 軽減世帯（4割軽減、6割軽減）（注15）については軽減部分
3. 減免世帯については減免部分

を算定額から差し引いたものが実際の保険料となって賦課される。したがって、保険料算定のための保険料率は全国一律ではなく、国民健康保険の経営主体（注16）である各市町村によって異なる。また各経営主体が、所得割・財産割・均等割・平等割の按分割合を変更することができるようになっている。市町村別の保険料ならびに按分割合は「国民健康保険の実態（国民健康保険中央会）」にデータが掲載されているが、かなりのばらつきがあるため、全国一率に保険料を計算することは不可能である。そこで本稿では、「国民健康保険実態調査報告（厚生省）」の結果（注17）を用い、税務調査の所得階層別に計算した（一世帯当り）

保険料額を推計の基礎とする〔表5〕。

ただわれわれの基礎調査個票データは個人単位で集計してあるので、推計にあたっては次のような仮定を置く。

- (1) 所得者=世帯主（または準世帯主）、かつ他の世帯員は所得を有しない
- (2) 所得者は同じ所得ブラケットに属する「国民健康保険実態調査」と同様の家族構成（被保険者数）をもつ

平均有業人員が1より大きいことを考えれば、世帯当たりの所得に下方バイアスをもたらため、眞の保険料率より若干高めに推計されるが、その他は以上の仮定を置いても推計上特に大きな問題はないと思われる。

業態別推計にあたっては、基礎調査データから求めた各所得者の医療保険加入分布を参考にした。表6から分かるように、農業所得者、自営業所得者は85%以上が国民健康保険加入者であり、他の保険の本人になっているものは殆どいない。給与所得者にかんしても、30%程度が国民健保加入者であるが、約60%が健保・共済・船員の本人である。以上の分布状況から、農業所得者・自営業所得者にかんしては今回の所得分布（倍率1000倍）に基づく、税務調査階層ブラケットの平均所得と国民健保保険税額の比を保険料率としても特に問題はないであろう。給与所得者にかんしては、所得の大部分が給与所得であることから、捕捉率100%の仮定をおく。そして、所得階層ブラケット毎に、ブラケット内における加入者分布に基づいて保険制度別保険料を合計し、所得額合計との比率として保険料率を推計した。

## 7.2 推計結果

推計結果を示したのが、表7である。まず農業所得者の所得階層別保険料率について見ると、所得が50万円以下では1.20%に過ぎないが、所得が上昇するにしたがって上昇し、200-300万円の階層で4.15%のピークに達する。300万円を超えると逆に保険料率が低下し、2000万円を超える所得階層では保険料率が1%を切るようになっている。自営業所得者の保険料率も農業所得者と同様に所得が150-200万円の階層より下では所得階層が上がるとともに保険料率が高くなるのに対し、200-300万円以上の階層では所得が上がるにつれて保険料率が低下する、逆Uないしは逆J字型の構造になっていることが分かる。農業所得者と自営業所得者を比較すると、3000万円以下の全ての階層について、農業所得者の保険料率は自営業所得者の6~7割となっている。

一方、給与所得者の所得階層別保険料率は、所得水準の上昇と共に単調に低下する逆進的な構造になっている。特に1000万円以上の高額所得者の保険料率が急激に低下しているのは、標準報酬月額表に上限が設けてあることと、保険料が給与所得に対して賦課されていることに起因している。

給与所得者の保険料率を1とした時の農業所得者、自営業所得者のそれを見ると、100万円以下の所得階層と500万円超の所得階層で極端な差異がある。もっとも、格差はあるものの、100円万円超から500万円以下の所得階層では、農業所得者で0.35から0.5、自営業所得者で0.4から0.56の負担であり、それ

それ被用者保険の本人負担分相当の負担をしていると言えよう。

このように表7からは所得捕捉と同様に、農業所得者、自営業所得者、給与所得者の順で保険料負担が重くなっていると言える。しかしながら、医療保険サービスの構造を見るには給付についても検討する必要がある。給付についての保険制度間格差で重要な点は、被用者保険の法定医療給付率が本人9割・家族7割と国民健保(7割)に比べ高いことと、組合健保や共済組合の多くでは法定給付を超える附加給付が行われていることの2点である。これらの点を踏まえると、給付を考慮した総合的負担で考えて、どの業態で負担が高いのかについては必ずしも明らかでない。ただ国民健保加入者に限っては、給与所得者の負担が一番高いといえる。より厳密な比較を行うには給付額の評価や保険制度間のトランプ構造の分析が必要であり、今後の課題としたい。

#### 8. 終わりに

われわれの推計によって、一般にトーゴーサン、あるいはクロヨンと呼ばれる業態間の所得捕捉率格差が存在すること、給与所得者に負担のしわ寄せが起きていることが再確認された。また、捕捉率格差が税負担率の格差のみならず、社会保険料の負担率格差にまで波及していることが明らかになった。ただし、われわれの推計の精度については、残念ながら若干の問題点が残っている。それは、「国民生活基礎調査」の所得データにかんするものである。確かにこのデータは経済学における「所得」概念に一番近い所得が把握できるように調査の設計・配慮がなされているが、運用上は「所得」の記入に当たって確定申告書を参考にすることを排除していない。したがって、われわれの求めた捕捉率は上限と見なすべきであろう。

さらにわれわれの分析は税務統計と合わせる目的から個人ベースのものになっている。しかし、社会保障上の扱いや扶養者の存在を挙げるまでもなく、本来の水平的公平をみるのであれば、世帯間の負担率をみるべきであろう。この点について今後の課題として残されている。また業態間の公平を論じるために、「必要経費」の取扱も問題になる。「必要経費」が自営業者と雇用者の間に大きな不公平を生み出している可能性があることはよく知られた通りであるが、この問題も今回の分析ではその射程外にある。

また本稿では所得税、住民税といった所得にかんする負担のみに注目したが、様々なグループの負担構造をとらえるためには固定資産税や相続税などの資産にかんする負担を考慮に入れる必要がある。また、われわれの分析での自営業者は個人所得税の対象となる非法人部分のみを指しており、法人税の対象となる有限会社等の法人化された部分を含んでいない。実質的な「所得」の観点からみると法人化された所得部分中に個人的帰属部分が多く隠されている限り、法人に対する分析がなされないままでは、眞の負担構造の分析には程遠いかもしれない。このようにわれわれの分析は負担構造全体の一部をとらえたに過ぎない。残された問題や受益構造に対する分析は今後の研究課題としたい。

## 参考文献

- 石弘光[1981], 「課税所得捕捉率の業種間格差」, 季刊現代経済(spring)  
奥野正寛、小西秀樹、竹内惠行、照山博司、吉川洋[1990], 「不公平税制：所得  
税・住民税の業態間・階層間負担構造」, 現代経済研究グル  
ープ編『日本の政治経済システム』, 日本経済新聞社
- 貝塚啓明[1973], 「所得税制のタックス・ベース」, 林健久・貝塚啓明編『日本の  
財政』, 東京大学出版会
- 林宏昭[1987], 「所得税－勤労所得と資産所得－」, 橋本徹・山本栄一編『日本  
型税制改革』, 有斐閣
- 林宜嗣[1987], 「現代財政の再分配構造－税・支出・補助金の数量分析－」, 有斐  
閣
- 本間正明、井堀利宏、跡田直澄、村山淳喜[1984], 「所得税負担の業種間格差」,  
季刊現代経済(autumn)
- 宮島洋[1986], 『租税論の展開と日本の税制』, 日本評論社
- Pechman, J.A. [1987], Who paid the taxes, 1966-85?, Revised Tables, Washi  
ngton, DC: Brookings institution
- Pechman, J.A. and B.A. Okner[1974], Who bears the tax burden?, Washingt  
o n DC: Brookings institution
- Musgrave, R.A., K.E. Case, and H. Leonard[1974], "The distribution of fi  
scal burdens", Public Finance Quarterly, vol. 2, No. 3

## 脚注

(注1) 以下の者は調査対象から除外されている。(1)労働した日または時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者、(2)国家公務員、地方公務員、公社職員等、(3)全従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従業員。また給与所得者総数は実人ではない。これは源泉所得税という性質から明かであるが、異なる所得源泉に対して源泉所得税を支払っている個人は源泉所得税を徴収された回数だけ延べ人数として給与所得者にカウントされる。

(注2) 以下の推計では給与所得者は「一年を通じて勤務した者」に限定しているので年金受給者等は含まれない。

(注3) 国民所得統計の個人企業所得にも業主および家族の賃金・俸給が含まれ、この点で基礎調査と国民所得統計の所得概念は一致している。

(注4) 「申告所得税の実態」の「その他所得者」の所得の内訳は大部分が給与所得からなり、その捕捉率も給与所得者に近いと考えられる。

(注5) 税法上の所得概念と経済学的な所得概念の相違については貝塚[1973]が詳細な検討を行っている。

(注6) ただし、マクロ的捕捉率を推計する場合には、給与所得にかんしてはデータの制約上、所得概念を給与所得控除前の収入概念で統一している。また、税務統計の給与所得のデータは非課税分も含まれているので、それと対応させるために国民生活基礎調査から推計した給与所得金額も課税最低限以下の個人の給与所得も含めて計測している。給与所得控除を租税理論としてどう見るかについてはいくつかの考え方がある。その代表的なものは(1)背広や革靴などのサラリーマンにとっての必要経費を概算で控除する(2)所得捕捉率の業態間格差によって発生する租税負担率の格差を是正する(3)担税力の弱い給与所得(死亡、老齢、疾病等による所得の不安定性)と担税力の強い他の所得(資産所得など)の間の調整を図る、などである。(詳しくは宮島[1986]を参照せよ。)特に、(2)の視点に立てば、給与所得にかんして租税負担率を考える上でのベースとなる所得概念は給与所得控除前の給与収入であるといえる。(林宜嗣[1897]の推計は給与収入にもとづいて税負担率を計測している。)本稿の推計では(1)の立場で給与所得の取り扱いを行っている。

(注7) 図3はさらに、捕捉率が農業所得者、自営業所得者とともに200万円超300万円以下の所得階層で一旦ピークを迎えるという事実を示している。これは、青色申告制度の小規模事業者に対する特例措置として300万円以下の事業所得者には現金主義による所得計算の特例や帳簿書類の保存年限の軽減特例が認められている結果、逆にこの所得階層の所得者に対して税務調査がある程度細かく行われることによるかもしれない。また、農業所得者の捕捉率が3000万円超の所得階層において100%を上回っているが、これは基礎調査の農業所得者の最高所得が3359万円となっているためである。

(注8) 各地方公共団体は地方税法に定められた税率を遵守する必要はなく、自治大臣に届けでることで(制限税率は設けられているが)超過課税を行うことがで

きる。超過税率を採用している公共団体が市町村民税においてのみ少数存在するが、今回の推計では無視している。

(注9) 給与所得者の税負担率の計測に用いた「民間給与の実態」と自営業者および農業所得者の「申告所得税の実態」では所得プラケットの刻みが異なるので階層別税負担率の比較は「民間給与の実態」の所得階層を修正し「申告所得税の実態」に合わせる作業を行っている。その調整上、税負担率にかんしては農業所得者および自営業所得者の50万円超70万円未満の所得階層に、同じく前者の2000万円超3000万円以下の所得階層を後者の2000万円超の階層に各々対応させている。

(注10) 給与所得者の国税負担率は源泉徴収税額が計測のベースになっている。給与所得者の実際の納付税額は確定申告の調整を通じて源泉徴収税額よりも少額になっている可能性があり、その意味で給与所得者の税負担率は過大推計の可能性がある。しかし確定申告をする給与所得者の割合は給与所得者全体に比して小さないので過大推計の度合は余り大きくないとみてよいであろう。例えば、申告所得が300万円以上400万円以下の所得プラケットに属する農業所得者の実効税率は、国税で5.4%、地方税を含めて10.3%となる。農業所得者と給与所得者では所得控除等の相違が定性的にあるであろうから一概にはいえないが、給与所得者の税負担率にかんする過大推計はせいぜい1%程度といえる。

(注11) 共済組合の医療保険部門は短期部門と呼ばれる。

(注12) 政管健保や組合健保の約1割では、ボーナスに対して1%の特別保険料を課しているが、推計上は無視した。

(注13) 大多数の市町村では国民健康保険税として徴収されている。

(注14) 市町村によっては4つの基準をすべて用いずに、所得割・均等割・平等割の3つのみを用いる(3方式)ところや、所得割・均等割のみを用いる(2方式)ところもある。

(注15) 所得が基礎控除(昭和60年度は26万円)以下である世帯が保険料の6割軽減世帯、所得から世帯主を除く被保険者1人につき一定額を控除すると基礎控除額以下になる世帯が4割軽減世帯となる。

(注16) 市町村の他に医師、弁護士、税理士、大工等の専門職で構成する国保組合がある。

(注17) 「国民健康保険実態調査報告」第1表-1

表1 マクロ的捕捉率の推計結果

	税務統計	国民生活基礎調査	捕捉率
給与所得	146兆1861億円	139兆4581億円	104.8%
自営業所得	7兆9798億円	13兆2047億円	60.4%
農業所得	9156億円	3兆3158億円	27.6%

表2 納税者平均、限界捕捉率の推計結果

	平均捕捉率	限界捕捉率
自営業所得者	57.0%	24.3%
農業所得者	41.1%	14.8%

表3：徵税漏れ金額の推計（単位：億円）

	自営業所得者	農業所得者
国税		
真の納税額	26818.0	2331.1
実際の納税額	12390.1	329.2
徵税もれ	14427.9	2001.9
地方税		
真の納税額	14212.3	1694.4
実際の納税額	6350.4	248.2
徵税もれ	7861.8	1446.2
合計	16429.8	9441.1

\*地方税にかんしては実際の納税額も推計値である。

表4:医療保険制度の概要（昭和60年度）

医療保険制度		根拠法	経営主体	対象	加入者数 (千人)	国庫 補助額
被 用 者 者 保 險	政府管掌 健康保険	健 康 保 険 法	政府	一般被用者 (日雇 労働者)	15,333 187	給付費 の 16.4%
	組合管掌 健康保険			各健康 保険組合	12,723	13億円
	船員保険	船員保険法	政府	船員	180	27億円
	国家公務員 等共済組合	国家公務員 等共済組合 法	各省庁・ 各公社 共済組合	国家公務員 公企体職員	1,197 673	なし
	地方公務員 等共済組合	地方公務員 等共済組合 法	各地方公 務員共済 組合	地方公務員	2,983	なし
	私立学校 教職員共済 組合	私立学校教 職員共済組 合法	私立学校教 職員共済組 合法	私立学校教 職員	353	なし
国民健康保険		国民健康 保険法	各市町村 ----- 各国保組 合	農業者 自営業者 無職者 被用者	41,750 ----- 3,544	給付費の 50% ----- 給付費の 32~52%

- (注) 1. 被用者保険の加入者は本人のみ。  
 2. 被用者のうち、従業員5人未満の事業所に勤務している者は健康保険法の対象外となるため、国民健康保険に加入することになる。

表5:昭和60年度国民健康保険税(料)賦課状況(全世帯)

所得階級	一世帯当たり 被保険者数	一世帯当たり 保険税額
総数	2.60	117,022
所得なし	1.64	23,541
- 50	1.81	35,961
50 - 70	2.04	60,132
70 - 100	2.28	79,574
100 - 150	2.63	109,210
150 - 200	3.09	144,112
200 - 300	3.46	192,946
300 - 400	3.87	250,273
400 - 500	3.93	288,732
500 - 700	4.03	309,016
700 - 1000	4.37	325,853
1000 - 1500	4.02	321,117
1500 -	3.69	319,156

表6:医療保険加入者分布

(「国民生活基礎調査」個票データによる)

	農業所得者	自営業所得者	給与所得者
国民健康保険	86.3 %	87.8 %	30.7 %
政府管掌 本人	2.6	3.7	25.4
家族	4.7	1.6	3.2
組合健保 本人	1.0	3.4	23.4
家族	2.2	1.4	3.1
共済組合 本人	0.4	0.4	11.2
家族	2.4	0.6	1.3
船員保険 本人	0.0	0.1	0.3
家族	0.0	0.0	0.0
その他	0.4	0.9	1.4

表7:業態別医療保険保険料(税)率

区分	A. 農業所得者	B. 事業所得者	C. その他所得者	A/C	B/C
-50	1.20%	2.00%	17.15%	0.07	0.12
50-70	2.00%	3.19%	10.35%	0.19	0.31
70-100	2.56%	3.96%	9.45%	0.27	0.42
100-150	3.19%	4.58%	9.05%	0.35	0.51
150-200	3.73%	4.84%	8.69%	0.43	0.56
200-300	4.15%	4.66%	8.32%	0.50	0.56
300-400	3.46%	3.96%	7.97%	0.43	0.50
400-500	2.42%	3.27%	7.62%	0.32	0.43
500-700	1.51%	2.62%	7.10%	0.21	0.37
700-1000	0.99%	2.01%	6.41%	0.15	0.31
1000-2000	0.96%	1.41%	4.73%	0.20	0.30
2000-3000	0.95%	0.99%	2.71%	0.35	0.37
3000-5000	0.95%	0.64%	1.52%	0.63	0.42
5000-	0.95%	0.34%	0.96%	0.99	0.35

図1  
業態別実効税率

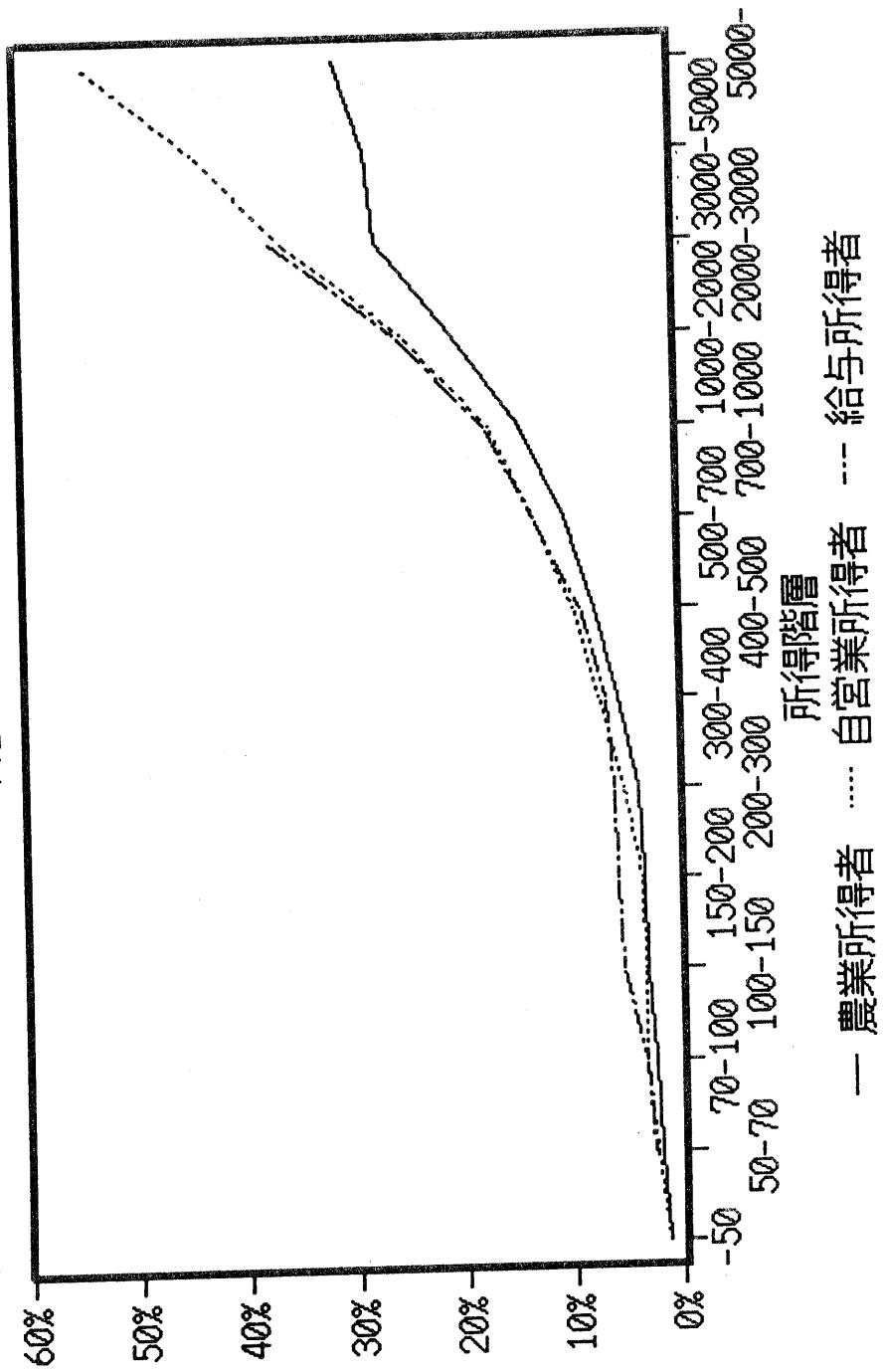


図2  
自営業所得者の所得分布（単位：万人）

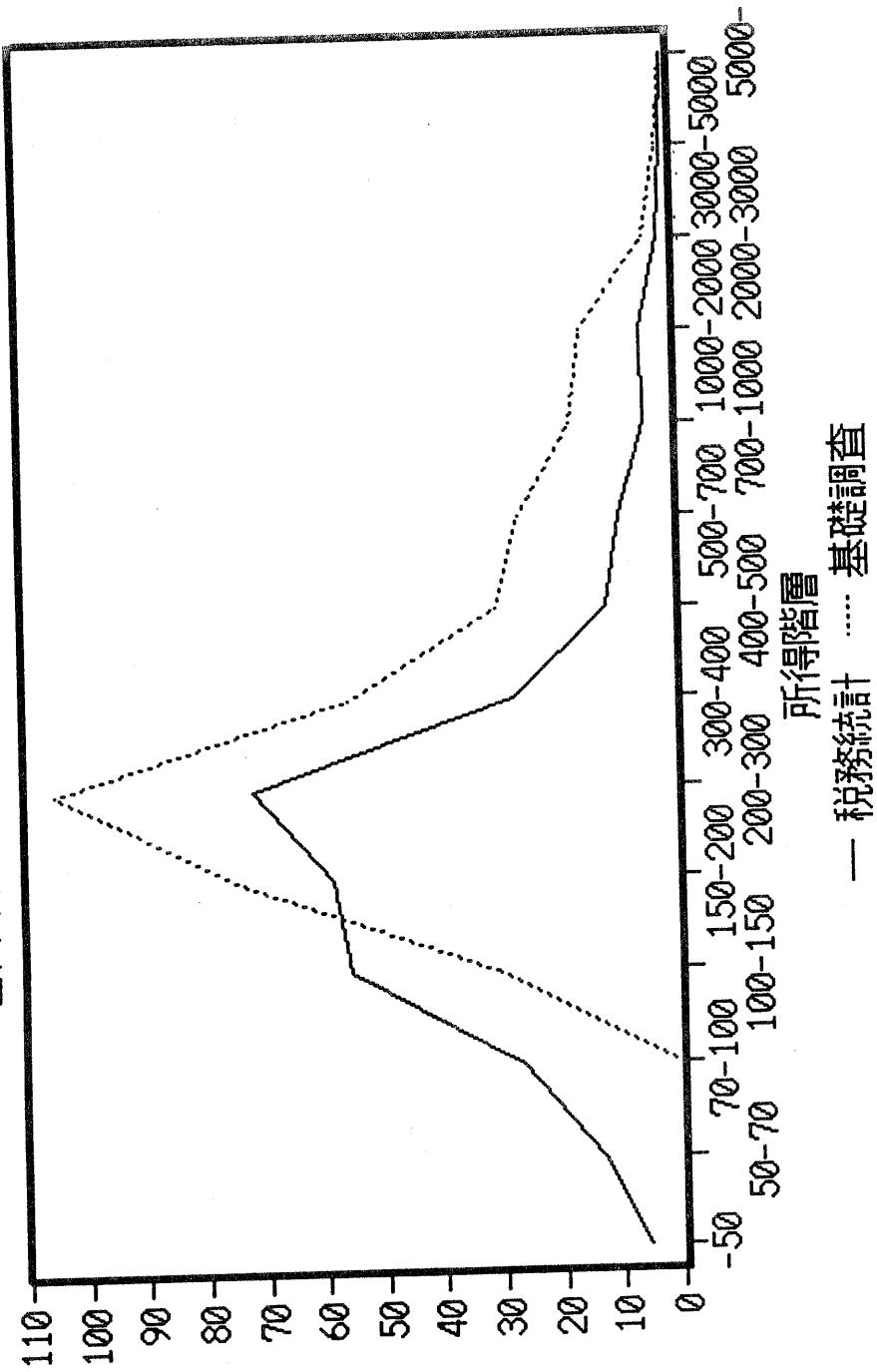


図2 農業所得者の所得分布（単位：万人）

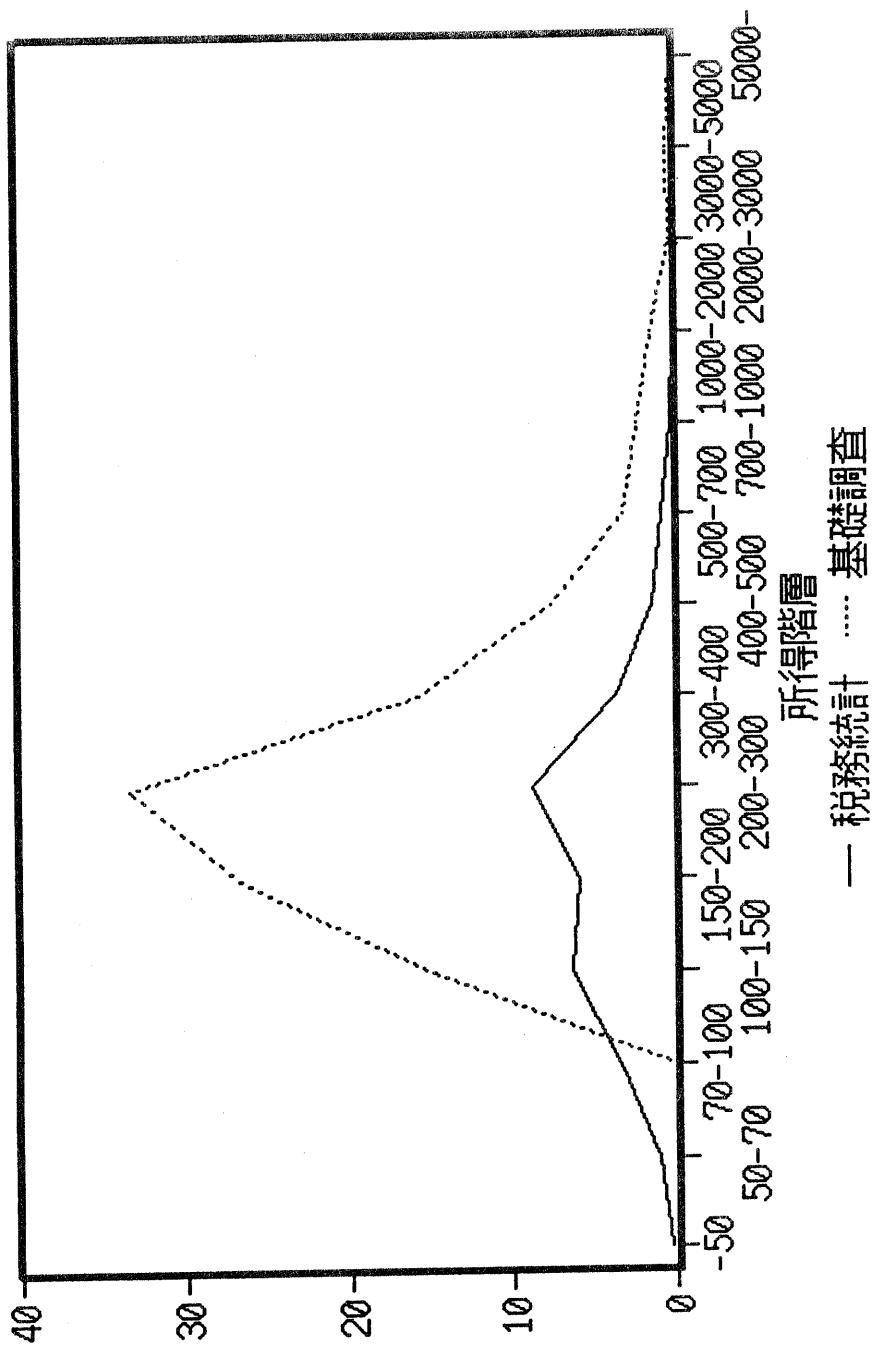


圖 3  
所得階層別捕捉率

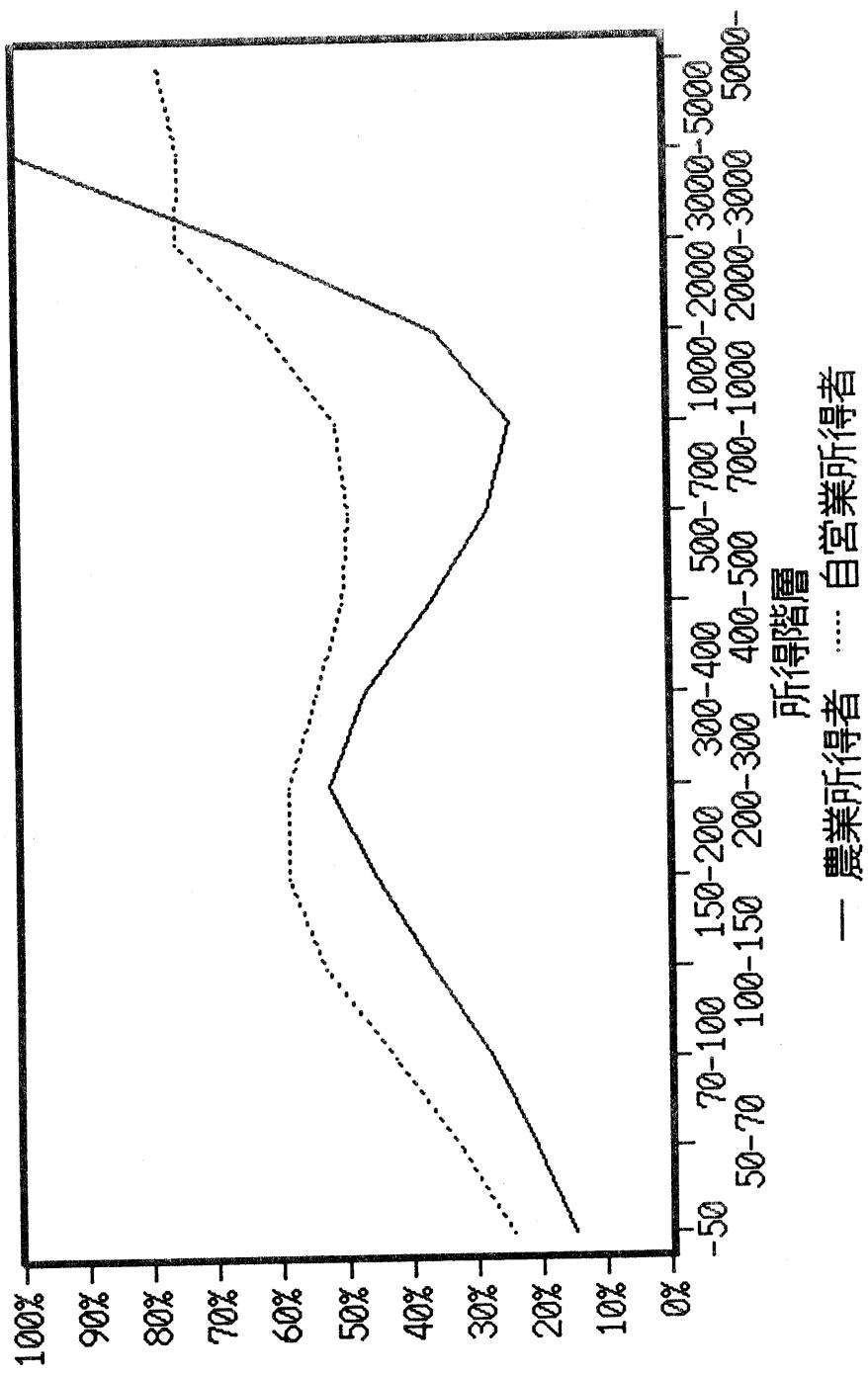


圖4  
業態別稅負比率

